

暴風警報発令・解除時等の対応について

警報にかかる措置についてお知らせいたします。

乙訓地方では、**京都・亀岡地方に暴風警報**が発令された場合についてのみ、下記の措置をとります。（「暴風・・・」がつかない警報につきましては、平常通りです。）

気象情報に御注意いただき、対応につきましてよろしく願いいたします。

記

1 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

警報が解除された時間等	措 置
午前7時までに解除になった場合	平常授業
午前10時までに解除になった場合	午後1時始業 ・各登校班の集合場所に12時30分に集合し、班登校します。 ・給食はありません。 ・全学年、原則、その日の1、2時間目の授業をします。

なお、午前10時現在、暴風警報発令中の場合は臨時休業といたします。

2 登校後に暴風警報が発令された場合

登校後に暴風警報が発令の際は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭の状況などに十分配慮し、付き添いの教職員とともに集団下校させる場合があります。家庭の状況に事情がある児童については連絡帳などで担任に連絡ください。個々に対応します。

3 留意事項

- (1) 台風が近づいている時は、気象情報に十分に注意を払ってください。
- (2) 児童の緊急の下校の際は、安全カード「暴風警報発令等による緊急避難時の対応等」により対応させていただきます。
- (3) 御家庭での過ごし方に御留意いただくとともに、登校に際しては十分安全に注意してください。（御家庭で見やすいところに掲示しておいてください。）

4 その他

- (1) 「雷注意報」が発令された場合、又は雷が発生している場合
 - ア 屋外の活動（体育・クラブ活動等）については、中止等になります。
 - イ 下校時に児童生徒の帰宅が困難と判断した場合は、学校に待機させた後、帰宅させる場合があります。
- (2) 光化学スモッグ注意報発令時
 - ア 市役所庁舎屋上から吹鳴によりお知らせがあります。（20秒×2回：[発令]、10秒×2回：[解除]）
 - イ 屋外の活動（体育・クラブ活動等）については、中止等になります。
 - ウ 目がチカチカする。喉がいがらっぽい等の症状があれば、目洗い・うがい等をし、回復しないときには受診してください。